

農業委員会 訓令番号	農業委員会訓令名	公布年月日
農業委員会 訓令第1号	さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する 訓令	令和2年3月30日

さいたま市農業委員会訓令第1号

さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

さいたま市農業委員会  
会長 若谷茂夫

さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令

さいたま市農業委員会事務局規程（平成15年さいたま市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 農業振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 <u>(1) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。</u>  (2) <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定により委員会の権限に属する事項に関すること。</u> (3) <u>農業経営の合理化に関すること。</u>  (4) <u>農業一般に関する調査及び情報の提供に関すること。</u>  (5) [略]	(分掌事務) 第3条 農業振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 <u>(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定により委員会の権限に属する事項及び同法第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業（同法第18条第2項第7号の規定による報告の受理及び同法第19条の規定による公告並びに同法第20条の2第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による公告は除く。）に関すること。</u> (2) <u>農地利用の最適化の推進に関すること。</u>  (3) <u>法人化その他農業経営の合理化に関すること。</u>  (4) <u>農業生産及び農業経営に関する調査及び研究に関すること。</u>  (5) <u>農業及び農業経営に関する情報提供に関すること。</u>  (6) [略]

<p>(6) [略]  (7) [略]  (8) [略]  (9) [略]  (10) [略]  (11) [略]  (12) <u>農業委員・推進委員地区協議会に関するこ</u>  <u>と。</u>  (13)～(20) [略]  2 農地調整課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。  (1)～(4) [略]    (5) [略]  (6) [略]    (7) [略]  (8) [略]  (9) [略]    (事務専決)  第6条 [略]  2 [略]  3 農地調整課長は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号、<u>第14号の2</u>、第3条の3、第4条第1項第8号、第5条第1項第7号及び第18条第6項の届出に係る受理又は不受理の決定に関する事項を専決することができる。ただし、次に掲げる場合及びこれらに準ずる場合は、会長の決裁を受けなければならない。  (1)・(2) [略]</p>	<p>(7) [略]  (8) [略]  (9) [略]  (10) [略]  (11) [略]  (12) [略]    (13)～(20) [略]  2 農地調整課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。  (1)～(4) [略]  (5) <u>農地の賃借料情報の提供に関すること。</u>  (6) [略]  (7) [略]  (8) <u>農業委員・推進委員地区協議会に関するこ</u>  <u>と。</u>  (9) [略]  (10) [略]  (11) [略]    (事務専決)  第6条 [略]  2 [略]  3 農地調整課長は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号、第3条の3第1項、第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の届出に係る受理又は不受理の決定に関する事項を専決することができる。ただし、次に掲げる場合及びこれらに準ずる場合は、会長の決裁を受けなければならない。  (1)・(2) [略]</p>
---	---

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。